

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

### 佐賀県人事委員会規則第11号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後						
<p>第3条 略</p> <p>別表第1 適用区分表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="235 1329 1104 1375"><thead><tr><th>勤務箇所</th><th>職員</th><th>調整数</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	勤務箇所	職員	調整数	<p>第3条 略</p> <p><u>第4条 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第37号。以下「令和3年改正条例」という。）附則第9条の人事委員会規則で定めるものは、令和3年改正条例の施行の日（以下「令和3年改正条例施行日」という。）の前日から引き続き県職員給与条例第7条の規定により給料の調整を行う職を占める職員で、令和3年改正条例施行日以降のその者に係る調整基本額が令和3年改正条例施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額（次項において「基準額」という。）に達しないこととなるものとする。</u></p> <p><u>2 令和3年改正条例附則第9条の人事委員会規則で定める額は、令和3年改正条例施行日以降のその者に係る調整基本額と基準額の差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p>別表第1 適用区分表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1160 1329 2018 1375"><thead><tr><th>勤務箇所</th><th>職員</th><th>調整数</th></tr></thead><tbody></tbody></table>	勤務箇所	職員	調整数
勤務箇所	職員	調整数					
勤務箇所	職員	調整数					

改正前			改正後		
略			略		
療育支援センター	1	略	療育支援センター	1	略
	2	児童と起居を共にしてその指導に当たることを本務とする職員（医療職給料表（三）の適用を受ける職員に限る。）		略	
	3	5及び6に掲げる職員で夜間において児童を指導する職員		2	
	4～6	略			
九千部学園	1	略	九千部学園	1	略
	2	入園者と起居を共にして直接指導に当たることを本務とする職員（医療職給料表（三）の適用を受ける職員に限る。）		略	
	3	略			
	4	略			
略			略		
地域課	略		警備第二課	略	
別表第2 調整基本額表（第2条関係） ア・イ 略 ウ 医療職給料表（二）			別表第2 調整基本額表（第2条関係） ア・イ 略 ウ 医療職給料表（二）		

改正前		改正後	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
5 級	10,500円	5 級	10,500円 (県職員給与条例別表第4のイの備考の2に定める職員にあつては、10,700円)
6 級	11,300円	6 級	11,300円 (県職員給与条例別表第4のイの備考の2に定める職員にあつては、11,500円)
7 級	12,200円		
エ 医療職給料表 (三)			
職務の級	調整基本額		
1 級	8,100円		
2 級	9,400円		
3 級	9,700円		
4 級	10,000円		
5 級	10,400円		
6 級	11,600円		
オ・カ 略		エ・オ 略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。